

令和6年度 政策チェックアップ評価書

施策目標：34 地籍の整備等の国土調査を推進する

施策目標の概要及び達成すべき目標

地籍の整備等の国土調査を推進し、地籍の明確化を図ること等により、土地に関する最も基礎的な情報を整備する。

業績指標

指標番号	業績指標名
100	地籍調査の進捗率（①優先実施地域での進捗率、②地籍調査対象地域全体での進捗率）*
101	土地分類基本調査（土地履歴調査）を実施した面積*

業績指標の分析

(100) 地籍調査の進捗率（①優先実施地域での進捗率）*

目標達成状況の評価 B

	初期値	実績値					目標値
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R11年度
実績値	79%	79%	80%	80%	80%	81%	87%
年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	

（事務事業等の実施状況）

① 地籍調査 令和5年度予算額：10,500,000千円、令和6年度予算額：10,500,000千円

〈事業概要〉

地籍調査は、国土調査法（昭和26年法律第180号）に基づき、一筆毎の土地について、所有者、地目、地番を調査するとともに、境界の測量、面積の測定を行い、その結果を、地図（地籍図）及び簿冊（地籍簿）にまとめるものである。地籍調査の実施主体は地方公共団体等（主に市町村）であるが、地籍調査に係る経費の一部については国が負担することと定められていることから、都道府県に対し、地籍調査費負担金等を交付し、市町村等による地籍調査を推進している。さらに、現地調査等の通知に無反応な所有者等がいる場合でも調査を進めることができる新たな調査手続（令和6年開始）など、現地調査等を円滑化・迅速化する措置の活用促進に努めた。

〈事業の実施状況〉

地籍調査による政策効果を考慮し、より効果的な地籍調査が実施されるよう、重点分野（社会資本整備、防災対策、まちづくり、森林施業・保全、所有者不明土地対策）の施策と連携した地籍調査を重点的に支援した。また、進捗が遅れている都市部、山村部の地籍調査を進めるため、地域の特性や技術の進展に応じた効率的な調査手法（街区境界調査、リモートセンシングデータの活用による調査手法）の促進に努めた。

② 基本調査 令和5年度予算額：160,000千円、令和6年度予算額：192,000千円

〈事業概要〉

基本調査は国土調査法に基づいて実施しており、基本調査の成果は、市町村等により実施される後続の地籍調査の基礎情報として活用されるものである。令和2年度から、効率的な調査手法により地籍調査の基礎となる情報を整備し、当該手法の活用事例を蓄積・普及させることで、市町村等における効率的な地籍調査手法の導入推進を図るための調査を行っている。

〈事業の実施状況〉

市町村等が行う地籍調査に必要な基礎的な情報を整備するための基本調査を国が実施し、進捗が遅れている都市部及び山村部の地籍整備を推進するとともに、効率的な調査手法について、活用事例の蓄積・普及を行った。

③ 地籍整備推進 令和5年度予算額：142,899千円、令和6年度予算額：192,760千円

〈事業概要〉

国土調査法第19条第5項に基づき、所定の精度以上の地籍調査以外の測量成果を地籍調査と同等のものとして指定し、地籍整備に積極的に活用することとしている。また、同条第6項に基づき、市町村が代行して当該指定の申請を行うことができることとしている。特に、都市部における地籍調査の進捗が遅れているため、平成22年度から都市計画区域内等を対象として、国が必要な助成（地籍整備推進調査費補助金）を行い、地方公共団体及び民間事業者等が行った測量成果を積極的に活用している。

〈事業の実施状況〉

令和5年度から補助制度を拡充（市町村による代行申請の場合は定額を補助）するなど、地籍調査以外の測量成果の活用促進を図っている。

④ 基準点測量等 令和5年度予算額：49,265千円、令和6年度予算額：49,265千円

〈事業概要〉

市町村等が地籍調査の実施を予定している地域に、国が設置した測量の基準点がない又は基準点の座標が現状と整合しておらず効率的な地籍調査が実施できない場合において、市町村等の要望に基づき、国が四等三角点の設置又は再測量を実施するものである。地籍調査に必要な基準点を適切に整備することにより、地籍調査を円滑に進めることが可能となる。平成29年より、全球測位衛星システム（GNSS）測量等による効率的な地籍測量を可能とするため、新規に導入したGNSS測量型の新たな四等三角点を設置することにより、円滑な地籍調査の実施を推進している。

〈事業の実施状況〉

市町村等の要望に基づき令和5年度は39点、令和6年度は41点の基準点の再測量を行うとともに、GNSS測量型の新たな四等三角点5点の維持管理を行い、地籍調査に必要な基準点を適切に整備した。

⑤ 都市部特定地籍整備推進事業 令和5年度予算額：0千円、令和6年度予算額：98,139千円

〈事業概要〉

地理空間情報活用ニーズの高い都市部において、街区境界調査と新技術や民間測量成果等の活用を一体的に進めることにより、都市部の地籍整備モデルの確立やノウハウの蓄積を図り、遅れている都市部の地籍整備を推進していく。

〈事業の実施状況〉

都市部において、街区境界調査への新技術の活用及び民間測量成果を活用するためモデル地区を選定し、MMS（モバイルマッピングシステム）による街区境界調査（復元測量）の実施及び代行申請に向けた民間測量成果の分析を行うとともに、都市部の地籍整備を推進するための事例の創出及びノウハウの集約を行った。

（その他の外部要因の状況）

地籍調査に係る人件費等の上昇

（目標の達成状況に関する分析）

- ・現地調査の円滑化・迅速化を図る手続きの活用促進やリモートセンシングデータの活用など効率的な調査手法の導入促進を進めているが、令和6年度の実績値は81%にとどまっている（目標：令和11年度87%）。
- ・地籍調査に係る人件費等の上昇が続いており、事業費あたりの調査実施面積も減少傾向にある。
- ・また、都市部においては権利関係が複雑であること等により進捗率が低い一方、中山間部では現地急峻で立会等が困難な箇所があるなど、エリアによって進捗や状況が異なっている。

（課題の特定）

目標の達成に向けて事業を着実に進捗させるために、人件費等の上昇に対応した予算の確保が重要である。また、地域特性や技術進展に応じた調査の円滑化・迅速化や効率化を更に推進していく必要がある。

(100) 地籍調査の進捗率 (②地籍調査対象地域全体での進捗率) *

目標達成状況の評価 B

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R11 年度
実績値	52%	52%	52%	52%	53%	53%	57%
年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	

(事務事業等の実施状況)

① 地籍調査 令和5年度予算額：10,500,000千円、令和6年度予算額：10,500,000千円

〈事業概要〉

地籍調査は、国土調査法に基づき、一筆毎の土地について、所有者、地目、地番を調査するとともに、境界の測量、面積の測定を行い、その結果を、地図（地籍図）及び簿冊（地籍簿）にまとめるものである。地籍調査の実施主体は地方公共団体等（主に市町村）であるが、地籍調査に係る経費の一部については国が負担することと定められていることから、都道府県に対し、地籍調査費負担金等を交付し、市町村等による地籍調査を推進している。

〈事業の実施状況〉

地籍調査による政策効果を考慮し、より効果的な地籍調査が実施されるよう、重点分野（社会資本整備、防災対策、まちづくり、森林施業・保全、所有者不明土地対策）の施策と連携した地籍調査を重点的に支援した。また、進捗が遅れている都市部、山村部の地籍調査を進めるため、地域の特性や技術の進展に応じた効率的な調査手法（街区境界調査、リモートセンシングデータの活用による調査手法）の促進に努めた。さらに、現地調査等の通知に無反応な所有者等がいる場合でも調査を進めることができる新たな調査手続（令和6年開始）など、現地調査を円滑化・迅速化する措置の活用促進に努めた。

② 基本調査 令和5年度予算額：160,000千円、令和6年度予算額：192,000千円

〈事業概要〉

基本調査は国土調査法に基づいて実施しており、基本調査の成果は、市町村等により実施される後続の地籍調査の基礎情報として活用されるものである。令和2年度から、効率的な調査手法により地籍調査の基礎となる情報を整備し、当該手法の活用事例を蓄積・普及させることで、市町村等における効率的な地籍調査手法の導入推進を図るための調査を行っている。

〈事業の実施状況〉

市町村等が行う地籍調査に必要な基礎的な情報を整備するための基本調査を国が実施し、進捗が遅れている都市部及び山村部の地籍整備を推進するとともに、効率的な調査手法について、活用事例の蓄積・普及を行った。

③ 地籍整備推進 令和5年度予算額：142,899千円、令和6年度予算額：192,760千円

〈事業概要〉

国土調査法第19条第5項に基づき、所定の精度以上の地籍調査以外の測量成果を地籍調査と同等のものとして指定し、地籍整備に積極的に活用することとしている。また、同条第6項に基づき、市町村が代行して当該指定の申請を行うことができることとしている。特に、都市部における地籍調査の進捗が遅れているため、平成22年度から都市計画区域内等を対象として、国が必要な助成（地籍整備推進調査費補助金）を行い、地方公共団体及び民間事業者等が行った測量成果を積極的に活用している。

〈事業の実施状況〉

令和5年度から補助制度を拡充（市町村による代行申請の場合は定額を補助）するなど、地籍調査以外の測量成果の活用促進を図っている。

④ 基準点測量等 令和5年度予算額：49,265千円、令和6年度予算額：49,265千円

〈事業概要〉

市町村等が地籍調査の実施を予定している地域に、国が設置した測量の基準点がない又は基準点の座標が現状と整合しておらず効率的な地籍調査が実施できない場合において、市町村等の要望に基づき、国が四等三角点の設置又は再測量を実施するものである。地籍調査に必要な基準点を適切に整備することにより、地籍調査を円滑に進めることが可能となる。平成29年より、GNSS測量等による効率的な地籍測量を可能とするため、新規に導入したGNSS測量型の新たな四等三角点を設置することにより、円滑な地籍調査の実施を推進している。

〈事業の実施状況〉

市町村等の要望に基づき令和5年度は39点、令和6年度は41点の基準点の再測量を行うとともに、GNSS測量型の

新たな四等三角点5点の維持管理を行い、地籍調査に必要な基準点を適切に整備した。

⑤ 都市部特定地籍整備推進事業 令和5年度予算額：0千円、令和6年度予算額：98,139千円

〈事業概要〉

地理空間情報活用ニーズの高い都市部において、街区境界調査と新技術や民間測量成果等の活用を一体的に進めることにより、都市部の地籍整備モデルの確立やノウハウの蓄積を図り、遅れている都市部の地籍整備を推進していく。

〈事業の実施状況〉

都市部において、街区境界調査への新技術の活用及び民間測量成果を活用するためモデル地区を選定し、MMSによる街区境界調査（復元測量）の実施及び代行申請に向けた民間測量成果の分析を行うとともに、都市部の地籍整備を推進するための事例の創出及びノウハウの集約を行った。

〈その他の外部要因の状況〉

地籍調査に係る人件費等の上昇

〈目標の達成状況に関する分析〉

- ・現地調査の円滑化・迅速化を図る手続きの活用促進やリモートセンシングデータの活用など効率的な調査手法の導入促進を進めているが、令和6年度の実績値は53%にとどまっている（目標：令和11年度57%）。
- ・地籍調査に係る人件費等の上昇が続いており、事業費あたりの調査実施面積も減少傾向にある。
- ・また、都市部においては権利関係が複雑であること等により進捗率が低い一方、中山間部では現地急峻で立会等が困難な箇所があるなど、エリアによって進捗や状況が異なっている。

〈課題の特定〉

目標の達成に向けて事業を着実に進捗させるために、人件費等の上昇に対応した予算の確保が重要である。また、地域特性や技術進展に応じた調査の円滑化・迅速化や効率化を更に推進していく必要がある。

(101) 土地分類基本調査（土地履歴調査）を実施した面積 *

目標達成状況の評価 B

	初期値	実績値					目標値
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R11年度
実績値	47%	53%	54%	58%	62%	68%	100%
年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	

(事務事業等の実施状況)

土地履歴調査 令和5年度予算額：47,003千円、令和6年度予算額：46,760千円

〈事業概要〉

土地履歴調査は国土調査費により、土地本来の自然条件と過去に行われた地形の人工改変履歴及び過去の災害発生履歴等を土地の災害リスクに関わる基礎的な地理空間情報として整備し、オープンデータとして広く提供することで、土地の特性等を考慮した防災対策や土地利用の適正化、国民の防災意識向上に資するものである。

〈事業の実施状況〉

令和6年度は、地震防災対策推進地域を含む「札幌地区」「甲府地区」、近年豪雨災害が発生している「久留米・佐賀地区」を対象に、各地区、人口集中地区や災害リスクを考慮した調査範囲を設定して実施した。

(その他の外部要因の状況)

—

(目標の達成状況に関する分析)

令和2年度～5年度の整備進捗は、人件費の高騰等もあり目標値に対して伸び悩んでいたが、令和6年度に調査形態の見直しや新技術を活用した効率的な調査を実施することで、年間の整備面積は増加しており、引き続き目標値達成に向けて調査を進める。

(課題の特定)

目標達成状況に関する分析を踏まえると、目標達成へ向けた予算確保と効率的な調査の推進が必要である。

評価結果

(目標達成度合いの測定結果)

④ 進展が大きくない

(判断根拠)

業績指標 3 個のうち、B が 3 個であって、さらに業績指標 100 については、目標達成に向けた顕著な効果が発現していない。業績指標 101 については、進捗しているものの目標年度に目標を達成するペースでは進んでいないことから、「④進展が大きくない」と判断した。

(施策全体の総括分析・今後の取組の方向性)

業績指標 100 については、人件費等の上昇に対応するため、必要な予算の確保に向けて努力するとともに、「国土調査のあり方に関する検討小委員会 報告書」(令和 6 年 3 月)を踏まえて、引き続き、現地調査手続きの更なる円滑化や効率的な手法の一層の導入促進などの取組を講じ、地籍調査の加速化を図っていく。

業績指標 101 については、人件費等の高騰による単価増加に対応するために、引き続き目標達成に必要な予算の確保に向けて努力するとともに、調査形態の見直しなどによる効率的な調査をより一層推進する。

このように、地籍調査及び土地履歴調査いずれも調査の効率化等を図りながら、目標の達成に向けたより一層の取組を行う。

外部有識者のコメント

地籍のデータベース化は非常に重要であるにもかかわらず、地道な調査が必要で進捗が表れにくいと考えられる。通常でも当然のこと、災害後にも重要な意味を持つことや、これまでの整備による具体的な効果を広く周知することで、理解を得て人件費等の予算を確保する必要がある。そのためにも整備した後の有用性を評価することも望まれる。

(国土交通省政策評価会 鈴木 美緒)

評価実施時期

令和 7 年 8 月

担当部局名・作成責任者名

・施策目標 34

不動産・建設経済局地理空間情報課 課長 墳崎 正俊

・業績指標 100

担当課：不動産・建設経済局地理空間情報課地籍整備室 (室長 藤本 実紗)

・業績指標 101

担当課：不動産・建設経済局地理空間情報課 (課長 墳崎 正俊)

関連事務事業等

番号	事業名	予算事業 ID
1	地籍調査	004427
2	地籍基本調査	004428
3	地籍整備推進	004429
4	基準点測量	004430
5	都市部特定地籍整備推進事業	007437
6	土地分類及び水に係る基本調査に関する経費	004426

業績指標登録票

【政策目標】	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		
【施策目標】	34 地籍の整備等の国土調査を推進する		
【業績指標】	(100)地籍調査の進捗率*(①優先実施地域での進捗率、②地籍調査対象地域全体での進捗率)	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		①79% (令和元年度) ②52% (令和元年度)	①87% (令和11年度) ②57% (令和11年度)
【指標の定義】	<p>①地籍調査の優先実施地域の面積に対する地籍調査実施地域の面積の割合。 ②地籍調査対象地域全体の面積に対する地籍調査実施地域の面積の割合。 地籍調査実施地域の面積について、初期値は令和元年度までの実施面積。</p>		
【目標設定の考え方・根拠】	<p>第7次国土調査事業十箇年計画(令和2年5月26日閣議決定)においては、地籍調査対象地域(287,966km²:全国土から国有林野、公有水面等を除いた地域)のうち、優先実施地域(土地区画整理事業等の実施により地籍が一定程度明らかになっている地域及び大規模な国・公有地等の土地取引が行われる可能性が低い地域(防災対策、社会資本整備等のために調査の優先度が高い地域を除く。)を、地籍調査対象地域から除いた地域:188,694km²)での地籍調査実施地域の面積(148,486km²)の割合を令和11年度に87%とすることを目指すとともに、地籍調査対象地域全体での地籍調査実施地域の面積(148,486km²)の割合を令和11年度に57%とすることを目指すこととしており、これを目標値とする。</p> <p>※調査対象地域等の面積は、第7次計画の策定にあたり、精査したもの。</p>		
【外部要因】			
【他の関係主体】	地方公共団体(地籍調査の事業主体)		

【重要政策】

- 国土調査法(昭和26年法律第180号)
- 国土調査法施行令(昭和27年政令第59号)
- 国土調査促進特別措置法(昭和37年法律第143号)
- 国土調査促進特別措置法施行令(昭和45年政令第261号)
- 国土調査事業十箇年計画(令和2年5月26日閣議決定)

- 経済財政運営と改革の基本方針2022(令和4年6月7日閣議決定)
 - ・「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針」(令和4年5月27日所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議決定)における地籍調査(略)の促進等。(第4章3. ※155)

- 都市再生基本方針(平成14年7月19日閣議決定 令和4年10月25日一部変更)
 - ・迅速な復旧・復興につながる地籍整備を促進することが重要である。(第2の2都市再生に関する施策の基本的方針)
 - ・土地の境界を明確化する都市における地籍整備の緊急かつ計画的な促進を図る(同上)

- 首都直下地震緊急対策推進基本計画(平成26年3月28日閣議決定 平成27年3月31日一部変更)
 - ・国〔国土交通省〕、都県及び市町村は、円滑に復興まちづくりが進められるよう、災害危険性の高い地域において地籍調査の実施等を促進する(7(2)③シ)

- 地理空間情報活用推進基本計画(令和4年3月18日閣議決定)
 - ・災害復旧の迅速化に資するよう、土地境界等を明確にしておく地籍整備を推進する。(第Ⅱ部1.(1)①a))
 - ・国土の実態を適正に把握するため、(略)対象地域全体での地籍調査進捗率を令和11年度で57%とする等の目標に基づく地籍整備の推進(略)を着実に行う。(第Ⅱ部4.(1)①)

- 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画フォローアップ(令和4年6月7日閣議決定)
 - ・地籍調査について、より円滑かつ迅速に推進する方策を検討し、所要の措置を講ずる(略)(Ⅲ1.(3)②)

- 国土強靱化基本計画(平成30年12月14日閣議決定)
 - ・市街地等の地籍調査の推進や登記所備付地図の作成により、大規模災害時の救急救命活動や復旧活動を支える緊急輸送道路等の整備、道路の斜面崩落防止などの防災関連事業の計画的実施や災害後の円滑な復旧復興の確保を図る取組を推進する。(第3章2(12))

- 土地基本方針(令和3年5月28日閣議決定)
 - ・国土調査事業十箇年計画(令和2年5月26日閣議決定)に基づき、新たな調査手続の活用や地域の特性に応じた効率的な調査手法の導入の促進による地籍調査の円滑化・迅速化を図り、土地に関する基礎的情報である境界の明確化を推進することで、所有者不明土地の発生抑制に貢献する。(第二3.(2))
 - ・防災やまちづくりの観点からも重要な地籍調査について、国土調査事業十箇年計画に基づき、筆界案の公告による調査、現地立会いによらず図面等を用いた境界の確認など、所有者が所在不明の場合や遠隔地居住等の場合でも調査が進められるような新たな調査手続の活用や、都市部における官民境界の先行的な調査、山村部におけるリモートセンシングデータの活用など、地域の特性に応じた効率的な調査手法の導入を促進し、調査の円滑化・迅速化を図る。(第四1.)
 - ・リモートセンシングデータを活用した山村部における効率的な地籍調査の導入を促進する(略)(第五5.)
 - ・地籍調査における現地立会いによらず図面等を用いて境界を確認する調査手続の活用やリモートセンシングデータを活用した調査手法の導入の促進(略)(第五6.)

- 防災・減災・国土強靱化のための5か年加速化対策(令和2年12月11日閣議決定)
 - ・防災・減災の基盤となる地籍調査重点対策(第2章1(1))

- 社会資本整備重点計画(令和3年5月28日閣議決定)「第3章に記載あり」
 - ・事前防災や被災後の迅速な復旧・復興等に貢献する地籍調査の推進(第3章第2節1.)
 - (参考)・地籍調査の対象地域全体での進捗率 R元年度52% → R11年度57%
 - ・地籍調査の優先実施地域での進捗率 R元年度79% → R11年度87%
 - ・社会資本整備を円滑かつ効率的に進める上で、地籍整備の実施による土地境界の明確化など、土地に関する情報の整備は不可欠であり、いわば社会資本整備のためのインフラとも言えるものである。国土調査事業十箇年計画に基づき、社会資本整備等の施策と連携した地籍調査を戦略的に推進する。(第4章第5節)

- 東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定)
 - ・土地の境界の明確化を推進する(5(1)③(iv))

○所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針(令和4年5月27日所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議決定)

・土地の適切な利用の基礎データとなり、登記にも反映される地籍調査に関し、令和2年の国土調査法等の改正により導入した新たな調査手続・調査手法の普及のための職員の派遣等、地籍調査を円滑かつ迅速に実施するための地方公共団体への支援を推進するとともに、必要な予算の確保に努め、地方公共団体の取組を後押しする。さらには、第7次国土調査事業十箇年計画の中間年(令和6年)で行うこととされている計画の検証・見直しを見据え、調査手法等の改善に係る地方公共団体や民間事業者等のニーズを汲み取り、これを踏まえて、国と地方の役割分担を含め、関係省庁が連携しつつ、より円滑かつ迅速に地籍調査を推進する方策について検討し、当該計画の目標の達成に向けた所要の改善措置を講じる。(3)

【 備 考 】

【 担 当 課 】 不動産・建設経済局地理空間情報課地籍整備室

【 関 係 課 】

業績指標登録票

【政策目標】	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		
【施策目標】	34 地籍の整備等の国土調査を推進する		
【業績指標】	(101)土地分類基本調査(土地履歴調査)を実施した面積*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		47% (令和元年度)	100% (令和11年度)
【指標の定義】	土地分類基本調査の対象面積(人口集中地区及びその周辺を対象とした38,000km ²)に対する土地分類基本調査(土地履歴調査)の実施面積の割合。土地履歴調査の面積について、初期値は令和元年度末時点の実施面積18,000km ² 、目標値は令和11年度までの実施面積38,000km ² 。		
【目標設定の考え方・根拠】	第6次国土調査事業十箇年計画(平成22年5月閣議決定)において土地本来の自然条件、過去の改変状況等の把握のため、東京、大阪名古屋を中心とした三大都市圏を中心に全国18,000km ² を対象に調査を開始、令和元年度に完了した。第7次国土調査事業十箇年計画(令和2年5月閣議決定)において、緊急に情報を整備する必要性が高い人口集中地区及びその周辺部20,000km ² を対象に調査することとしている。国土調査法に基づく土地分類基本調査の一環として、土地の安全性に関連する、土地本来の地形、過去からの土地の人工的な改変状況、土地利用の変遷及び災害履歴情報等を調査する土地履歴調査を実施しており、同計画期間の最終年度の令和11年度までに調査実施面積の割合を100%とすることを目標とする。		
【外部要因】			
【他の関係主体】			
【重要政策】	<p>○国土調査法(昭和26年法律第180号)</p> <p>○国土調査事業十箇年計画(令和2年5月26日閣議決定) 国の機関が土地分類調査の基準の設定のために行う基本調査の調査面積は、人口集中地区及びその周辺を対象に、20,000平方キロメートルとする。</p> <p>○地理空間情報活用推進基本計画(令和4年3月18日閣議決定) 災害リスク情報を用いた様々な分析が可能となるよう、GISデータによる提供を進めるとともに、土地の改変状況や過去の災害履歴等を地理空間情報として整備・提供する。(第Ⅱ部1.(1)①)</p>		
【備考】			
【担当課】	不動産・建設経済局地理空間情報課		
【関係課】			